

(案)

物品売買契約書

1 物 品 名 燃料電池電源ユニット

2 契 約 金 額 ￥

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ ・消費税率 10%

3 引 渡 場 所 京浜港湾事務所構内 神奈川県横浜市神奈川区山内町 1 - 3

4 引 渡 期 限 売払金完納の日から起算して 2 0 日以内

5 契約保証金 免 除

上記物品の売買について、売主 契約担当官 関東地方整備局副局長 森 信哉
(以下「売主」という。)(登録番号 T8000012050001)と買主 ○○ ○○ (以下
「買主」という。)は対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって物品売
買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約締結の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保
有するものとする。

令和 年 月 日

売 主 住 所 横浜市中区北仲通 5 丁目 5 7 番地

契約担当官

氏 名 関東地方整備局副局長 森 信哉 印

買 主 住 所

氏 名

印

(総則)

第1条 売主及び買主は、頭書の物品の売買契約に関し、この契約書に定めるもののほか、別冊の仕様書及び現物（以下「仕様書等」という。）に従いこれを履行しなければならない。

- 2 買主は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 3 この契約の履行に関して売主と買主との間で用いる言語は、日本語とする。
- 4 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 5 この契約の履行に関して売主と買主との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第16号）に定めるものとする。
- 6 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、この契約書又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）、商法（明治32年法律第48号）及び会社法（平成17年法律第86号）の定めるところによるものとする。
- 7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 8 この契約に係る訴訟については、売主の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(契約金額の納入)

第2条 買主は、歳入徴収官 関東地方整備局 総務部 総括調整官 成澤 亨 の発行する納入告知書により、指定期限内に契約金額を納付するものとする。

(所有権の移転)

第3条 物品の所有権は、買主が契約金額を納付したとき、売主から買主に移転するものとする。

(物品の引渡)

第4条 物品の引渡は、買主が契約金額納入領収書を当局係官に提示した後、両者立会いで行うものとする。

- 2 買主は、前項において物品を受領したときは、物品管理官 関東地方整備局 総務部 総括調整官 成澤 亨 に物品受領書を提出するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第5条 買主は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、売主の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(危険負担)

第6条 物品の所有権が、売主から買主に移転したときから引渡のときまでにおいて、物品が滅失又は毀損した場合の損害は、買主の負担とする。ただし、売主の責に帰すべき事由により生じた損害はこの限りでない。

(契約不適合責任)

第7条 売主は、民法及び本契約のその他の条項に関わらず、契約締結後に物品の種類、品質及び数量に関して一切の担保責任を負わない。ただし、売主が知りながら通知しなかった事実については、この限りではない。

(引渡期限の延長)

第8条 天災その他不可抗力又はその他売主又は買主の責に帰することができない理由により、引渡期限までに物品の引渡を履行できないときは、売主又は買主は遅滞なくその理由を明らかにした書面により引渡期限の延長を求めることができる。

この場合における延長の日数は、売主及び買主が協議して書面により定めるものとする。

(履行遅滞の場合における延滞金)

第9条 買主は、買主の責に帰すべき理由により引渡期限内に物品の引き取りを完了しないときは、書面により引渡期限の延長を申し出ることができる。

2 売主は、前項の申し出があった場合は、延滞金を徴収することを条件に、引取期限の延長を承認することができる。

3 売主は、引取期限の延長を承認した場合、買主から遅延日数につき年3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(売主の勧告による解除権)

第10条 売主は、次の各号の一に該当するときは、買主に相当の期間を定めてその履行の勧告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、買主に正当な理由がある場合は、この限りでない。

- 一 納入期限内に契約金額を納付しないとき。
- 二 引渡期限内に物品の引き取りを完了しないとき。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(売主の勧告によらない解除権)

第11条 売主は、買主が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 役員等（買主が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、買主が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）であると認められるとき。
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 六 再委託契約その他の契約（以下「再委託契約等」という。）の相手方が第一号から第五号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結し

したと認められるとき。

七 買主が、第一号から第五号までのいずれかに該当する者を再委託契約等の相手方としていた場合（第六号に該当する場合を除く。）に、売主が買主に対して当該契約の解除を求め、買主がこれに従わなかったとき。

八 第5条の規定に違反したとき。

（買主の解除権）

第12条 買主は、売主が契約に違反し、その違反により契約の目的を達成する見込みがないときは、契約を解除することができる。

（買主の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第13条 買主は、前条に定める場合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、前条による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う違約金等）

第14条 買主は、第10条及び第11条の規定により契約が解除されたときは、売主の請求に基づき、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として売主の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、売主は、買主に、現実に生じた損害額が契約金額の10分の1を超過することを立証した場合は、その超過した損害額を請求できる。

2 売主は、買主が前項の違約金を売主の指定する期間内に支払わない場合、買主から遅延日数につき年3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（解除に伴う返還金等）

第15条 契約が解除されたときは、以下各号に定める措置を執るものとする。

一 買主が納付した契約金額があるときは、これを返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

二 買主の負担した契約の費用は賠償しない。

三 買主が物品に支出した必要費、有益費、その他一切の費用は補填しない。

（返還金の相殺）

第16条 売主は、前条の規定により買主に契約金額を返還する場合において、買主が違約金又は損害金を売主に支払うべき義務があるときは、返還する代金の全部又は一部と相殺する。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第17条 買主が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、買主は、売主の請求に基づき、契約金額（この契約締結後、代金の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10分の1に相当する額を違約金として売主の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、売主は、買主に、現実生じた損害額が契約金額の10分の1を超過することを立証した場合は、その超過した損害額を請求できる。

一 この契約に関し、買主が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は買主が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が買主に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が買主又は買主が構成事業者である事業者団体（以下「買主等」という。）に対して行われたときは、買主等に対する命令で確定したものをいい、買主等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、買主等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が買主に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違

反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、買主(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 売主は、買主が前項の違約金を売主の指定する期間内に支払わない場合、買主から遅延日数につき年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を徴収する。

(その他)

第18条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて売主及び買主が協議して定める。